

第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づく建替えに関する住民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、第一庁舎・長野市民会館建設基本計画（平成23年4月7日に市長が決定した第一庁舎・長野市民会館建設基本計画をいう。以下「基本計画」という。）に基づく市役所第一庁舎及び長野市民会館の建替えについて、それぞれの施設の建替えに対する市民の賛否の意思を明らかにし、もって市民参画による市行政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、市役所第一庁舎及び長野市民会館のそれぞれの施設の建替えに対する賛否についての市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を長野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日以内で市長が定めるものとする。

2 市長は、投票日の7日前までに投票日を告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日（第8条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日）において長野市に住所を有する者であつて、前条第2項に規定する告示の日（以下「告示日」という。）に長野市の選挙人名簿（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条に規定する選挙人名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において長野市の選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

2 次の各号に掲げる者は、住民投票の投票権を有しない。

(1) 成年被後見人

(2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

(3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（投票資格者名簿）

第6条 市長は、投票資格者について、第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づく建替えに関する住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（投票の方法）

第7条 住民投票は、秘密投票とし、市役所第一庁舎の建替えの賛否及び長野市民会

- 館の建替えの賛否をそれぞれ個別に問うものとし、それぞれ1人1票の投票とする。
- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、市役所第一庁舎の建替えについて、基本計画に基づく建替えに賛成するときは投票用紙の基本計画に基づく建替えに賛成の欄に、基本計画に基づく建替えに反対するときは投票用紙の基本計画に基づく建替えに反対の欄に自ら○の記号を記載するものとする。
 - 3 投票人は、長野市民会館の建替えについて、基本計画に基づく建替えに賛成するときは投票用紙の基本計画に基づく建替えに賛成の欄に、基本計画に基づく建替えに反対するときは投票用紙の基本計画に基づく建替えに反対の欄に自ら○の記号を記載するものとする。
 - 4 前2項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。
 - 5 前3項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。
 - 6 第2項から第4項までの規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

（投票所における投票）

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（投票用紙の様式）

第9条 第7条第2項に規定する投票用紙は、様式第1号のとおりとする。

- 2 第7条第3項に規定する投票用紙は、様式第2号のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第7条第6項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

（無効投票）

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

（情報の提供）

第11条 市長は、住民投票の実施に際し、市役所第一庁舎及び長野市民会館の建替えに関する経過、時期、規模、事業費その他の投票資格者がその賛否の意思を明確にするために必要な情報の提供に努めるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動は、投票日の前日までとする。

2 前項の投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫等投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境が侵害される行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

(成立要件等)

第13条 住民投票は、投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1以上のときは成立とし、投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1未満のときは不成立とする。

2 前項の成立又は不成立は、基本計画に基づく市役所第一庁舎の建替えに対する投票及び基本計画に基づく長野市民会館の建替えに対する投票についてそれぞれ確定するものとする。

3 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、開票作業を行うものとする。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票管理者、投票立会人、開票時間、開票場所、開票管理者、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、規則で定めるほか公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(投票結果の告示)

第15条 市長は、住民投票の成立又は不成立の旨及び開票の結果を速やかに告示するものとする。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び市議会は、住民投票が成立したときは、基本計画に基づく市役所第一庁舎の建替えの住民投票の結果及び基本計画に基づく長野市民会館の建替えの住民投票の結果をそれぞれ尊重するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づく 建替えに関する住民投票（第一庁舎）	年 月 日執行
印	

(裏)

		○をつける欄 <small>らん</small>
基本計画に基づく建替えに反対 <small>きほんけいかくもとたてかほんたい</small>	基本計画に基づく建替えに賛成 <small>きほんけいかくもとたてかさんせい</small>	選択肢 <small>せんたくし</small>

【注意】ちゅうい

一 市役所第一庁舎の建替えについて。基本計画に基づき建替えることについて、あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。

二 ○のほかは何もつけなくてください。

※ 基本計画とは、平成23年4月7日に市長が決定した第一庁舎・長野市民会館建設基本計画のことをいいます。

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦 128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- 2 投票用紙の色及び印刷の文字は、市長が決定する。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とする。

第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に基づく 建替えに関する住民投票 （市民会館）	年 月 日執行
印	

(裏)

		○をつける欄 <small>らん</small>
基本計画に基づく建替えに賛成 <small>きほんけいかくもと たてか さんせい</small>	基本計画に基づく建替えに反対 <small>きほんけいかくもと たてか はんたい</small>	選 択 肢 <small>せん たく し</small>

【注意】ちゅうい

一 市民会館の建替えについて。基本計画に基づき建替えることについて、あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。

二 ○のほかは何もつけなくてください。

※ 基本計画とは、平成23年4月7日に市長が決定した第一きほんけいかく へいせい ねん がつ にち しちょう けつてい だいいち
庁舎・長野市民会館建設基本計画のことをいいます。ちようしゃ ながのしみんかいかんけんせつきほんけいかく

備考

- 1 投票用紙の大きさは、縦 128ミリメートル、横80ミリメートルとする。
- 2 投票用紙の色及び印刷の文字は、市長が決定する。
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とする。